

しがネット受付サービスの利用範囲を拡大しました！

令和8年1月から、しがネット受付サービスの利用範囲を拡大し、事務所備付け書類の写しの提出、申請、届出等への御利用が可能となりました。

利用可能な届出、申請等

- 事務所備付け書類の写しの提出
- 登記事項の届出
- 規則・認証書の謄本の交付申請
- 承継証明の交付申請
- 窓口相談予約



事務所備付け書類の写しの提出

パソコンで作成した書類を印刷することなく提出できます。また、写真撮影での提出も可能です。



スマートフォンでの届出が可能です。

法務局での変更登記後、登記事項の届出は、しがネット受付サービスを通じてスマートフォンやパソコンから完結します。様式の印刷が不要で、時間と場所を選ばず届出ができます。



交付までの日数が短縮されます。

規則や認証書の謄本交付申請は、返信用封筒の提出が必要ですが、申請時点で準備を開始するため交付が短縮されます。



郵送による提出・届出・申請も継続します

最適な方法を御選択ください。

★詳細は滋賀県のHPを御確認ください

滋賀県 宗教法人

検索

滋賀県総務課公益法人・宗教法人係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3145 E-mail ba0007@pref.shiga.lg.jp